

<国民健康保険加入除外申請ご案内>

2021年3月1日から外国人語学研修生(D-4ビザ)は韓国に入国後6ヶ月を経過した時「国民健康保険」に自動に加入され保険料を払わなければならないですが、フランス及び日本国籍者の一部の場合、国民健康保険加入除外が可能です。

1. 加入除外申請対象(D-4・H・Fビザ)

- a. フランス：国籍者全体(政府間協定により加入義務免除)
- b. 日本：日本健康保険加入者(海外で発生した医療費の補償制度運営)

2. 加入除外申請時期：入国後5カ月経過後

3. 申請方法

- a. 外国人民願センターに訪問し提出：서울특별시 구로구 새말로 97 신도림테크노마트 업무동 3층
* 事前に予約後訪問(<https://www.nhis.or.kr>)
- b. FAX提出：麻浦区 02-3275-8262, 西大門区 02-3275-8701
* その他の地域はホームページにてFAX番号確認
(<https://www.nhis.or.kr/nhis/about/retrieveBranchList.do>)

4. 提出書類

	入国後6ヶ月以前申請時	入国後6ヶ月以降申請時
フランス	加入除外申請書	資格喪失申告書 + 加入除外申請書
日本	加入除外申請書 + 日本健康保険証コピー + 日本健康保険証の韓国語翻訳本	資格喪失申告書 + 加入除外申請書 + 日本健康保険証コピー + 日本健康保険証の韓国語翻訳本

* 加入除外申請書及び資格喪失申告書作成時sampleファイル参照

5. お問い合わせ：1577-1000(press 7) 又は 033-811-2000(外国人専用)